

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年10月、第7回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

8番根岸委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。また、3番松本委員から少し遅れるとの連絡がございました。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時32分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号13番山田委員、1番清水委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地第1種農地と判断されます。調査地区は八和田地区となります。

本件の経緯について説明します。申請人は住宅敷地内の農業用倉庫を立て替えを計画しましたが、普段から利用している南側進入路及び東側にある進入路も建築基準法上の進入路でないことが分かりました。

小川町の市街化区域、市街化調整区域を分けた線引きである昭和54年9月11日以前から進入路として使われていたものか。進入路の必要性が問われます。線引き以前の確認として一般社団法人日本地図センターの昭和50年1月15日撮影の航空写真の証明書があり、こちらの写真には進入路の形態が写っています。必要性としては、理由書及び始末書によると昭和20年代に進入路として使用され、農地と気づかず平成19年ごろには進入路として使用しやすくするためにコンクリートを打っています。東側の出入り口もあるが、申請地である南側からの出入りの方が広い公道に近く車両、農機具の出入りが大

変便利であり、また、東側の出入り口は公道までの距離があり道幅も狭く、道以外の土地との高低差もあるため夜間車が脱輪する危険性があり、高低差をなくすための盛土をするには費用がかかってしまうので申請地を進入路として農地転用の手続きとしました。第1種農地ではありますが、不許可の例外として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたります。以上のことから進入路にしてしまう前に農地転用が申請されていたならば、許可相当の案件と解し、また申請者の負担も鑑みまして、農地への是正措置ではなく、今回追認を選択いたしました。以上で内容説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

11番

議席番号11番千野が調査報告します。現地調査は、10月22日午前9時00分から、八和田地区農業委員5名と推進委員2名で行いました。なお、当日は申請人にも同席いただきました。申請場所ですが、県道熊谷小川秩父線を熊谷方面に向かい、総合グラウンド入口交差点を左折し県道本田小川線に入り、約2Km進むと伊勢根地区になります。そこを左折し約200m進むと後伊集落センターがあり、その西側が申請地になります。申請地の東西は農地ですが、北は宅地、南は町道で周囲の農地に対する影響は少ないと考えます。なお、倉庫の改築であるため、農家住宅からの既存排水管の移設ではなく現状維持とのことでした。以上のことから、特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり許可相当として埼玉県知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号 新規就農希望者の承認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号2番について説明いたします。

(申請番号1番の記載事項を読み上げる。)

農業経験についてですが、平成27年11月から本年11月9日まで横田農場にて青年就農給付金(準備型)を受給しながらの研修終了

見込です。当委員会の新規就農についての内規の2番 国費における新規就農対策 青年就農給付金準備型受給対象者については、研修終了を持って営農計画書を提出することができる。としています。また、新規就農、利用権設定についてで利用権の告示前日までの間に研修が終了する場合、就農の書類提出時に研修機関の卒業見込み証明書を添付しそれをもって就農（見込み）の審議するとしています。この規定によりまして、町内で3年3作には満ちませんが営農計画書を収受いたしました。

小川地区に69.72aの利用権設定の同意があります。下限別段面積を超えていることを報告いたします。

調査地区は小川地区になります。以上です。

議長

それでは、申請番号1番の現地調査結果について、調査地区の小川地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号1番清水が調査報告します。現地調査は、10月22日午前9時から小川地区農業委員5名と推進委員1名で行いました。なお、ほかの推進委員1名は別の日に単独で調査を行いました。現地は旧国道254号線を嵐山町方面に向かってKGSのところを左折し、突き当りに八宮神社がありそれを迂回して東武鉄道の踏切手前を右折して約80mのところの左側で現状はかなり荒廃した農地です。そこから約150m東側に進んだところの計2か所、あわせて70a弱になります。申請者は現在横田農場で研修中で11月に卒業の予定で、卒業後に利用権同意済の本地で営農したいとのこと。申請者とは電話での話、本日の総会前に面接を行い、営農意欲もありCSAや新しい農業のあり方を目指していこうという青年です。農業技術については、横田農場で取り組んでいる有機栽培で行っていくとのこと、初めから良いものができるか不安な部分はあるが、本人は熱意もあるので農業委員の立場から就農を認めてもよいだろうと判断いたします。

議長

ありがとうございました。同じ地区の委員の方から補足説明はありますか。

(6番 田端委員 挙手)

議長

はい、田端委員

6番

議席番号6番の田端です。先日の現地調査及び利用状況調査でも確認しているが、神社裏の現地は雑木が生い茂っているひどい状態ですが、本人にも小川地区の委員全員で話も伺い、意向を確認したので認めてもよいのではないかと思う。

議長

では質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(13番 山田委員 挙手)

議長

13番山田委員。

13番

議席番号13番山田です。年齢は何歳ですか。筆がたくさんありますが、2か所で筆が全部になりますか。

事務局

29歳です。

1番

2か所で9筆すべてになります。

議長

他に意見、質問等ある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、新規就農を承認することといたします。

続きまして、議案第2号 申請番号2番についてを上程いたします。申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第2号申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農業経験についてですが、平成16年9月から平成17年8月まで霜里農場にて研修。平成18年1月からは約20aの農地を作業受託契約で耕作しております。また、県農業大学新規就農予定者等技術研修を終了しております。これらにより、町内で3年3作に満ちておりますので営農計画書を収受いたしました。

小川地区に33.35aの利用権設定の同意があります。下限別段面積を超えていることを報告いたします。

調査地区は小川地区になります。以上です。

議長

それでは、申請番号2番の現地調査結果について、調査地区の小川地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号1番清水が調査報告します。現地調査は、申請番号1番の現地調査後に行いました。現地は旧国道254号線を嵐山町方面に向かって下里つくしや入口手押し信号を右折し、約300mのヘアースロンあらいの西側の田と、そのまま下里地区を嵐山町遠山方面に向かい柳町橋、島根橋を渡り、寒沢地区無人直売所のところを左折して約50m進んだところの畑の計2か所、30a強になります。申請者は10年以上前に霜里農場で研修を受け、その後現地を耕作しておりま

す。小川町有機農業生産グループにも加入しております。田には水稻作付してあるが、一部は下の農地の所有者から畑が湿気るとのことで管理地となっている。農業委員として、申請者がすべて耕作できないのはかわいそうなので、下の農地所有者と話をしてみたいと思っている。畑については、大豆や雑穀が栽培されている。委員一同これだけ作付されていれば就農を認めてもよいだろうと判断いたします。

議長 ありがとうございます。同じ地区の委員から補足説明はありますか。

(6番 田端委員 挙手)

議長 6番田端委員。

6番 議席番号6番田端です。申請者は、私の家の近くにも約20aに大豆を作っています。旦那さんは会社勤めをされていますが、手伝っています。夫婦で頑張っていますので審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(13番 山田委員 挙手)

議長 13番山田委員。

13番 議席番号13番山田です。申請者の住所が角山となっていますが、下里の圃場へは通っているのでしょうか。

1番 議席番号1番清水です。私の家も申請者の圃場のすぐ近くで申請者はよく存じていて、角山の自宅から通いでよく耕作をされています。

議長 ありがとうございます。他に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号2番について、新規就農を承認することといたします。

続きまして、議案第2号 申請番号3番についてを上程いたします。申請番号3番について事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第2号申請番号3番について説明いたします。(申請番号3番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農業経験についてですが、平成22年4月から平成23年4月まで霜里農場にて研修。平成23年4月からは約33aの農地を作業受託契約で耕作しております。これにより、町内で3年3作に満ちておりますので営農計画書を収受いたしました。

大河地区、竹沢地区に33.73aの利用権設定の同意があります。下限別段面積を超えていることを報告いたします。

調査地区は大河地区、竹沢地区になります。以上です。

議長

それでは、申請番号3番の現地調査結果について、調査地区の大河地区、竹沢地区担当委員よりそれぞれ報告をお願いします。

大河（中村

大河地区中村が調査報告します。現地調査は、10月20日午前9時から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。場所ですが、県道飯能寄居線をときがわ町方面に向かい、アドニス小川カントリー倶楽部を過ぎ約100mの左側の一角にある田です。調査日においては稲が刈り取られ、天日干しされておりました。申請者は米の他に麦、大豆、野菜を耕作したいとのことでした。

竹沢（尾上

竹沢地区尾上が調査報告します。現地調査は、10月21日午前8時から農業委員2名と推進委員2名で行いました。現地は角山上交差点から約250m左折し約50m程進んだ左側ニンジン、ネギ等の野菜が作付られていました。作付方針としては少量多品目とのことでした。

議長

ありがとうございました。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号3番について、新規就農を承認することといたします。

続きまして、議案第2号 申請番号4番についてを上程いたします。申請番号4番について事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第2号申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農業経験についてですが、平成26年8月から平成28年7月まで風の丘ファームにて青年就農給付金準備型受給しながら研修してまいりました。先程の議案第2号申請番号1番と同様に、青年就農給付金準備型受給対象者については、研修終了を持って営農計画書を提出することができる。としています。この規定によりまして、町内で3年3作

には満ちませんが営農計画書を収受いたしました。

八和田地区に33.73aの利用権設定の同意があります。下限別段面積は、当委員会の新規就農についての内規の1番 新規就農者については当初3年間は30aの利用権設定による耕作とする。ただし、八和田地区においては3年後を目処に50aとする。となっており、当初の面積は満たしていることを報告いたします。

調査地区は八和田地区になります。以上です。

議長

それでは、申請番号4番の現地調査結果について、調査地区の八和田地区担当委員より報告をお願いします。

12番

議席番号12番横瀬が調査報告します。現地調査は、議案第1号申請番号1番の現地調査後に行いました。現地は熊谷小川秩父線奈良梨十字路を左折し県道菅谷寄居線を約500m進んだ右側で道一本入ったところで、八和田神社の裏側あたりになります。現地は、水菜、ほうれん草、カブ、キャベツ、白菜などが作付されており、これから玉ねぎを定植予定とのことで準備されていました。申請は農業従事者1人ですが、奥様も手伝っているとのことでした。小川町有機農業生産グループにも加入しておりスーパーヤオコーにおろしています。圃場管理は管理機を所持しており管理されています。また、トラクターは近くの新規就農した方と共同利用しているとのこと。作業小屋は圃場内にビニールハウスがあり、農業機械や資材の保管、作業を行っています。申請者も意欲的であり圃場管理もきちんとなされており、新規就農を認めてもよいだらうと判断いたします。

議長

ありがとうございました。同じ地区の委員から補足説明はありますか。

(11番千野委員 挙手)

議長

はい、11番千野委員。

11番

議席番号11番千野です。利便性がかなりよく、努力次第でかなり収益も上がると思いますので、他の方の模範となつてほしいと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号4番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号4番について、新規就農を承認することといたします。

続きまして、議案第3号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件確認についてを上程いたします。

申請番号4番について事務局より説明願います。

事務局

議案第4号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について説明いたします。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件）を満たすか毎年、確認をお願いするものです。

今回2法人から報告がありました。

まず、初めの法人ですが、[主たる事務所の所在地] 小川町大字下里〇〇、[法人の名称] 株式会社〇〇です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご参照ください。当該会社は非公開の株式会社でありまして、また、会社の定款を見ますと、株式譲渡制限がある会社になっております。この株式譲渡制限がある株式会社というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業〇〇円、その他事業はなく、年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、株式会社における構成員は株主となっております。ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員1名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上の農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上の農業の常時従事者であることとされております。

ページ右下、業務執行役員数欄をご参照ください。本件は、役員1名が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(八和田地区湯本委員 挙手)

議長

はい、八和田地区湯本委員。

八和田（湯本） 八和田地区湯本委員です。売上高が〇〇円とあるが、この先減少した場合はどうするのか。

事務局 農地所有適格法人の要件の中に事業要件があり、法人の主たる事業が農業とその農業に関する事業であることなので、その要件が満たされているかの審議になります。

議長 他に質疑がありますか。

(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、採決いたします。議案第3号株式会社〇〇について、要件の適否の確認をいたします。まず法人形態について説明のとおりですので適、次に事業要件について農業の売上しかありませんので適、議決権要件について農業常時従事者が構成員の過半なので適、役員要件について理事等の過半が法人の農業に常時従事する構成員でなので適でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

議長 全員異議なしですので、法人形態については適といたします。よろしいでしょうか。議案第3号について「要件を満たす」と判断いたします。

続きまして、日程第5報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から5番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長 ただ今の報告第1号につきましては、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第7回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後2時55分です。